様式Ⅳ－１０　　　　　　　　　　特許権等実施許諾 承認申請書

　　　　年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター 所長　殿

（申請者）

研究機関名： 特許権等を有する委託先の研究機関名を記す。

特許権等を実施許諾又は移転した場合であっても許諾元又は移転元が申請者となる。

代表者名 ： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。　公印

　○○年○○月○○日付け委託契約（変更契約している場合は「（○○年○月○日変更契約）」と付記する。）に基づく下記１項記載の委託試験研究の成果として得られた下記２項記載の特許権等について、実施許諾を行いたく、関係書類を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）申請します。

注意：各委託事業において、実施許諾を行う際に事前承認申請が必要な場合と不要な場合があるので、帰属する委託事業の委託契約をあらかじめ確認のうえ申請して下さい。

１．本申請に係る委託試験研究の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ○○○○○事業 |
| 研究領域（研究課題）名  「試験研究計画書名」 | ○○○○○○○　各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。  「○○○○○○○の開発」 |
| コンソーシアム名、  代表機関名・代表者名、  研究代表者名 | コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。  代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。  研究代表者：××大学　○○太郎 |
| 試験研究の実施期間 | 年　月　日　～　　　　年　月　日　原契約書の委託期間を記す。 |

２．実施許諾を行おうとする特許権等

|  |  |
| --- | --- |
| 実施許諾の形態 | □ 通常実施権（ 独占的 ・ 非独占的 ・ 再実施権付 ）  □ 専用実施権（ 設定 ・ 移転 ）  □ その他　　詳細を記す。 |
| 特許権等の種類 | 特許権 ・ 実用新案権 ・ 意匠権 ・ 育成者権 ・ その他（　　　　　　　） |
| 出願番号等 | ○○○－○○○号　 （出願日：　　 年　 月　 日） |
| 登録番号等 | ○○○○○○号 ・ 未登録　（登録日：　　　　 年 　 月 　 日） |
| 権利期間 | 年　　月　　日迄 |
| 発明考案等の名称 | 英文の場合は和文を併記する。 |
| 特許権等の権者／発明者  （共有特許権等の場合は共有者を連記） | ××大学 ／ 発明太郎  ××研究所（第三者）／ 発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。 |
| 実施許諾先の名称、住所 | ××製作所／○○市○○区 |
| 実施許諾契約の予定日 | 契約締結予定日：　　　　年　　月　　日  契約期間　　　：　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日  契約延長予定　有 ・ 無 |
| 実施を予定している場所 | 国内 ・ 国外　　具体化している場合は詳細を記す。 |
| 実施許諾の理由  （記入上の注意を参照） | 以下のいずれかを選択するとともに、具体的な理由を下欄に記載する。  １．実施許諾先が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該特許権等を利用するため  ２．実施許諾先が、海外事業活動において当該特許権等を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため  ３．その他 |
| （具体理由） |
| 特記事項 | 共有特許権等の場合は共有権者の同意の有無、実施制限等がある場合は制限内容等を適宜記入して下さい。 |

３　添付書類

（１）対象となる特許権等の出願申請書又は登録証等の写し　　　別添１

（２）実施許諾契約書案　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別添２

（３）特許権等実施計画等　　　　　　　　　　　　　　　　　　別添３

（４）実施許諾先の概要及び特許権等権利者との関係を示す資料　別添４

（５）研究代表機関又はコンソーシアムと特許権等権者との関係を示す資料　別添５

＜記入上の注意＞

実施許諾の設定・移転の具体的な理由については、以下の要領に従って記入して下さい。

理由が（１）の場合

国内事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・　当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画

・　当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績　等

なお、実施権の設定・移転を受ける者が本件特許権等を活用して行う事業が、法律や公序良俗に違反しないことを事前に確認しておく必要があります。

理由が（２）の場合

海外事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・　当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画

・　当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績　等

さらに、当該特許権等の利用によって、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・　実施許諾元の知的財産戦略における当該実施権等の設定・移転の位置づけ（国際分業戦略等）等

・　実施許諾の設定・移転により特許権等権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み　等

なお、実施権の設定・移転によって、国内企業（大学・研究機関）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難になるおそれがないか、国内企業の国際競争力の維持に不利益が生じることはないか、を事前に確認しておく必要があります。

理由が（３）の場合

　当該実施権等の設定又は移転が必要である理由を具体的に説明して下さい。